

第四章 生産情報公表農産物の生産・流通段階での取組みについて

本章の趣旨

本制度において、認定生産行程管理者とは、農産物の生産行程を管理し、生産情報公表農産物のJAS規格で定められている生産情報（収穫期間、ほ場等の所在地、農薬の使用情報及び肥料の施用情報など）を記録・保管・公表し、その生産情報公表農産物にJASマークを貼付して出荷する組織を指している。この組織としては、生産農家、生産グループ、生産法人、JAなどいくつかのパターンが考えられる。

認定を希望する生産行程管理者は、第三者機関（登録認定機関）に認定の申請をしなければならない。

そのためには、生産行程管理者の組織を立ち上げ、生産行程管理担当者と格付担当者を配置し、内部規程と格付規程を整備して、前作後（果樹の場合は前年の収穫後）の土づくりから播種（受粉）、育苗、栽培、収穫、集出荷までの生産行程を管理、記録、確認するとともに生産情報公表担当者を配置し、生産情報を公表する必要がある。さらに、出荷された農産物の容器や包装等に生産情報を直接表示するか、またはそこに表記されている農産物識別番号（注）と公表方法（ホームページやFAX）を利用することで、農産物の生産情報を確認することができるようにしなければならない。

第四章では、前章までの詳細な説明を踏まえて、この「生産行程管理者の認定の技術的基準」に示されている内容をより具体的、より平易に解説することを目的としている。この章を読むことで、認定を受けるために何をしなければいけないのかを実感していただければ幸いである。

認定の技術的基準は、生産及び保管に係る施設、生産行程の管理又は把握の実施方法、格付の実施方法、生産行程管理担当者の資格及び人数、格付担当者の資格及び人数の5つの項目で構成されている。「一般農産物」では、これら5つの項目の大まかな解説をした（1.施設の条件及び実施業務と担当者）後、内容が複雑な生産行程の管理又は把握及び格付の実施方法について詳細に説明をする。「きのこ」では、生産行程が「一般農産物」とは大きく異なる「きのこ」について、独自の内容を中心に説明する。「流通段階の取組みと連携」では、認定が必要となる小分け作業を含む流通での対応の概略を述べる。最後に「認定の申請」で実際に認定を申請するときの留意点を述べて結ぶことにする。

また、本章では具体的な説明をするために、規程及び記録様式等の例示を行っている。しかしながら、これらの例示はあくまでも参考であり、それぞれの現場に合わせた独自の規程、様式をつくることが求められる。とくに内部規程と格付規程については、より詳細な取り決めや付随する下位の規程を作成する必要があることをお断りしておく。

（注）農産物識別番号とは、生産情報公表農産物のJAS規格第2条で、「同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう」と定義されている。すなわち、収穫期間や使用した農薬、施用した肥料等から生産条件が同一と見なせる農産物であることを識別するために付す番号又は記号のことである。